

発議第 14号

TPP交渉大筋合意に対する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年12月15日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

賛成者 江差町議会議員 小笠原 淳夫

〃 〃 飯 田 隆 一

〃 〃 室 井 正 行

〃 〃 萩 原 徹

〃 〃 小 梅 洋 子

〃 〃 西 海 谷 望

〃 〃 若 山 明 廣

〃 〃 小 野 寺 眞

〃 〃 小 林 くにこ

【提出先】内閣総理大臣、農林水産大臣

TPP交渉大筋合意に対する意見書

日本政府は、本年10月5日米国アトランタで開催された閣僚会合において、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関して大筋合意に至ったことを宣言しました。

農林水産物については、これまでの情報では、全体の8割が即時あるいは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)も3割が関税撤廃の対象となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる方向が示されました。

TPP交渉については、守秘義務を盾に情報が開示されず、国民的議論も一切なされないままに大筋合意に至り、さらには、合意内容も小出しに開示されるとともに、非関税障壁など未だ全容が明らかにされない内容も多く、地域の基幹産業である農業や地域経済が直接的・間接的にどのような影響を受けるのかも見えず、我々は大きな不安と政府に対する強い不信・憤りを抱いています。

つきましては、生産者が将来にわたり意欲と希望をもって営農を継続できるとともに、地域経済・社会および道民・国民の命と暮らしがTPPによって脅かされることとならないよう下記のとおり要請いたします。

記

1. TPP交渉の大筋合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。
2. 生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営・家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築すること。
3. 北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす多面的機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高める実効性ある対策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月15日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫